

# 生徒心得

峰山高校の生徒は、学校の教育方針に従って行動するとともに、諸規定を守り明朗活発で融和的な校風を尊重した、自由で健全な学校を創らなければならない。

この生徒心得は、日常生活の行動基準を示すものである。

## 1 校内生活

### (1) 礼儀

先生をはじめ目上の人に対しては、親しい中にも節度を失わず、出会った場合には適切に挨拶をし、敬語で応対するよう心がけること。

### (2) 服装等

ア. 服装規定に示した制服を着用すること。

イ. 装身具（ピアス、カラーコンタクト、ネックレスなど）を着用したり、化粧品（口紅、色つきリップ、マニキュア、つけまつげ等）は使用しないこと。

ウ. 頭髪加工（パーマ、ヘアアイロン、毛染め、脱色等）はしないこと。

エ. 校内では上履きを使用し、体育館では体育館シューズを使用すること。

### (3) 通学

ア. 始業5分前までに登校し、放課後は特別の事情がない限り速やかに下校すること。なお、3月～11月は午後7時00分、12月～2月は午後6時30分を完全下校とする。ただし、12月～2月において、公式試合前の部活動または進路指導や学習指導において、関係教職員により下校指導まで可能な場合は、午後7時まで延長可とする。また、やむを得ず交通機関の関係や保護者の迎えの事情により、待機しなければならない場合は、午後7時までは、待機可とする。ただし、待機場所は、キャリアカフェのみとする。

イ. 登下校の際も、本校生徒としての自覚を持って行動し、交通規則やマナーを遵守すること。

ウ. 公共交通機関（電車やバス）を利用する通学生は、他の乗客に迷惑を掛けないよう注意すること。

エ. 自家用車による送迎の際は、近隣住民の迷惑にならないように注意すること。

### (4) 携帯品

ア. 登校の際には、生徒証カードを常時携帯すること。生徒証カードを紛失した際には、学級担任を通じて再交付（実費徴収）を願いでること。

イ. 学校生活に不要なもの（電子機器、ウェアラブル端末の電子機器、娯楽品等）は、持参しない。ただし、スマートフォンについては、持ち込みを許可するが校内規則を遵守すること。

ウ. 携帯品には、学年・組・氏名を記入すること。

### (5) 職員室等への出入

入室の際は、室外からノックをし、許可を得て入室すること。

(6) 公共物の使用

- ア. 公共物は丁寧に取り扱い、破損したりすることがないように注意すること。
- イ. 課外時、教室等を使用する際は、教務部と使用管理責任者に申し出て許可を受けること。使用後は後始末を確実にここない、担当の先生の点検を受けること。

(7) 掲示・放送・出版

- ア. 生徒が掲示をする際には、作成した掲示物を生徒指導部に持参し、許可（認印）を受け指定された場所に掲示すること。なお、掲示期間が終了したものは、ただちに後始末をすること。
- イ. 掲示物を無断ではがしたり、掲示物に落書きをしたりすることがないようにすること。
- ウ. 校内放送をする場合は、担当の先生の許可を受けること。
- エ. 校内における出版は、事前に届け出て許可を受けること。

(8) 遺失物、拾得物等

遺失や盗難、拾得物のあったときには、速やかに生徒指導部、学級担任に届け出ること。

(9) 授 業

- ア. 授業中は先生や他の生徒の迷惑にならないように心がけること。
- イ. 始業のチャイムまでに着席し、授業の前後には挨拶（礼）をすること。
- ウ. 授業を受ける際には、コート、マフラー、手袋などは使用しない。ただし、必要な時には、先生の許可を受けること。

(10) 考 査

- ア. 考査は、公明正大におこない、最善を尽くすこと。
- イ. 考査開始 10 分を超えた遅刻者は、入室できない。
- ウ. 考査中は、私語はもちろん消ゴム、鉛筆等の貸借はしないこと。

(11) 欠席、遅刻、早退、忌引

- ア. やむを得ず欠席・欠課・遅刻・早退・忌引をした時は、速やかに学級担任に届け出て、所定の手続をすること。
- イ. 休学・退学をする場合は、担任に連絡の上、所定の書類を提出し、校長に願いでること。

(12) 外 出

登校後は、原則として校外に出てはならない。やむを得ず外出できるのは次の場合とする。

ア. 許可基準

- ① 通院する場合
- ② 教科の必要上、教科担任より依頼された場合
- ③ 特に許可された者

イ. 手 続

- ① 許可基準①・③項に該当する場合は、所定の用紙により担任が許可する。
- ② 許可基準②項に該当する者は、教科担任が許可する。

ウ. 外出時の留意事項

- ① 許可証を携帯する。
- ② 速やかに帰校すること。
- ③ 本校の生徒として恥ずかしくない行動をとること。

(13) その他

特別事情のある場合を除き、学校内外で金品を募集したり物品を売買したりしてはならない。

## 2 禁止事項

学則第 32 条に定められているもののほか、次の行為があった場合には、懲戒又は特別指導をおこなう。

- (1) 故意又は悪質な授業や作業の忌避及び妨害があった場合。
- (2) 故意又は悪質な公共物の汚損や破損があった場合。
- (3) 考査における不正行為やそれらの未遂行為や類似行為があった場合。
- (4) 脅迫・暴力行為やそれらの類似行為があった場合。
- (5) 他人の物品の横領、窃取、破棄、又はそれらをそそのかしたり助ける行為があった場合。
- (6) 飲酒、喫煙、及びそれを誘惑する行為があった場合。
- (7) 校内における火気や電気の無断使用があった場合。
- (8) 風紀を乱す行為があった場合。
- (9) その他、学校の規定に違反する行為や生徒としてふさわしくない行為があった場合。

# 制服規程

## 男子服

- ・通常は、本校指定のブレザー・スラックス・カッターシャツを着用する。
- ・ブレザー・スラックスの変形は一切認めない。
- ・ネクタイの着用は自由とする。ただし、着用は本校指定のものに限り、式典時には必ず着用すること。
- ・防寒用に着用するカーディガンは本校指定のものとする。ただし、ブレザーの下に着用すること。
- ・登下校時には必ずブレザーを着用すること。ブレザーの代替としてカーディガンや、コート等の防寒着を着用することは認めない。
- ・夏期(期間は別に定める)については、ブレザーを着用しなくてもよい。その場合であっても、カーディガンでの登下校は認めない。

## 女子服

- ・通常は、本校指定のブレザー・スカート・スラックス・カッターシャツを着用する。
- ・ブレザー・スカート・スラックスの変形は一切認めない。
- ・リボン・ネクタイの着用は自由とする。ただし、着用は本校指定のものに限り、式典時には必ず着用すること。また、スラックス着用時はリボンの着用を認めない。
- ・防寒用に着用するカーディガンは本校指定のものとする。ただし、ブレザーの下に着用すること。
- ・登下校時には必ずブレザーを着用すること。ブレザーの代替としてカーディガンや、コート等の防寒着を着用することは認めない。
- ・ストッキング等は華美でないものとする。
- ・夏期(期間は別に定める)については、ブレザーを着用しなくてもよい。その場合であっても、カーディガンでの登下校は認めない。

# 通学等についての留意事項

## 1 自転車（許可制）

- (1) 自転車通学 自転車通学は許可制とする。
- (2) 危険運転の禁止 道路交通規則を遵守すること。
- (3) カップ着用 雨天時には必ずカップを着用すること。
- (4) ヘルメット着用 通学に限らず自転車に乗車する時はヘルメットを着用することが望ましい。

## 2 バイク（許可制）

- (1) 免許取得 免許取得は、原付バイクに限り許可制とする。
- (2) 許可条件 詳細は別に定める。

## 3 自動車（許可制）

- (1) 免許取得 免許取得希望者は学校に願い出ること。保護者等、生徒、担任、生徒指導部で協議の上、許可する。
- (2) 取得時期 自動車学校入校は第3学年第2学期終業式以降、免許取得は第3学年2月以降とする。
- (3) 留意事項
  - ① 免許取得は、できるだけ休暇中を利用し、授業に差し支えないようにすること。
  - ② 免許取得後も、自動車及び原付バイクの運転は禁止する。
  - ③ 免許取得後は、免許証を直ちに学校に預けること。ただし、バイク通学許可生徒は除く。

## 4 バイク・自動車に関する禁止事項

- (1) 免許の無断取得は禁止する。免許取得希望者は、必ず所定の手続きを経て、学校の許可を受けること。
- (2) 自動二輪の免許取得及び乗車は禁止する。
- (3) バイク2人乗りは禁止する。

## 5 日本スポーツ振興センター

定められた通学経路及び方法によらない場合は、日本スポーツ振興センターの適用を受けることができない。

### 【自転車通学許可について】

#### 1 許可手続

- (1) 入学時、担任を通じて各ホームルームごとに生徒指導部へ申請する。
- (2) 許可ステッカーを購入し、所定の位置につけること。

#### 2 留意事項

- (1) 自転車・カッパなどには、消えないよう記名しておくこと。
- (2) 自転車は、指定された場所に施錠して置くこと。

### 【バイク通学許可について】

#### 1 許可対象生徒

- (1) バイク通学許可地区に居住し、公共交通機関での通学、及び保護者等の送迎等、バイク通学以外の手段が困難である生徒
- (2) 特例措置を校長が認めた生徒

#### 2 バイク通学許可地区

- (1) 峰山町大路、大成、茂地、大萱地区
- (2) 大宮町久住、五十河、新宮、明田、森本、延利、常吉、三重地区
- (3) 弥栄町野間、等楽寺地区
- (4) 丹後町旧豊栄小学校区以外
- (5) 網野町島津、掛津、三津、切畑、仲禅寺、磯地区
- (6) 久美浜町旧高龍中学校区  
(ただし、最寄りの京都丹後鉄道駅及びバス停から自宅が3km以上離れている場合に限る)

#### 3 免許取得（許可制）

- (1) 取得許可手続 1に該当する生徒で免許取得希望者は、学校に願い出ること。保護者等、生徒、担任、生徒指導部で協議の上、免許取得を許可する。
- (2) 取得時期 1学年終了時からとする。
- (3) 留意事項
  - ① 原付免許の取得のみ許可する。
  - ② 免許取得は、授業に差し支えないよう休暇中を利用すること。
  - ③ 必ず所定の手続きをとり、無断取得しないこと。
  - ④ 免許取得後も学校の指示があるまでバイクに乗車することを禁止する。

#### 4 バイク乗車（許可制）

- (1) 乗車目的 乗車は通学のみとする。特殊な事情で、通学以外に乗車する必要がある場合は、学校に願い出、許可をうけること。目的外の遊び運転や遠乗り運転は事故を誘発する恐れがあるため禁止とする。
- (2) 乗車許可条件
  - ① 本校で行われる安全運転講習会及び本校が京丹後警察署交通係又は近隣自動車学校等に依頼して実施するバイク実技講習会を受けること。
  - ② 許可ステッカー（許可証）を購入し、バイクの所定の位置につけること。
- (3) 乗車時期 2学年の安全運転講習会受講後指示のあった日からとする。
- (4) 使用バイク 原動機付自転車（排気量 50cc 未満）で生徒指導部推奨のスクータータイプ又はカブタイプとする。スポーツタイプ以外とする。
- (5) 留意事項
  - ① バイクの購入・売却は保護者等の責任で行い、自動車損害賠償保険及び対人対物の任意保険に必ず加入すること。
  - ② 通学以外のバイク及び鍵の管理は保護者等が十分に行い、生徒が自由にバイクを使用することのないよう配慮する。
  - ③ バイクの貸借は厳禁とする。
  - ④ 指定された置場に整頓して置き、ヘルメットも含め必ず施錠すること。
  - ⑤ 交通規則を遵守し、交通マナーの向上を心がける。
  - ⑥ 無謀運転、危険運転、交通違反及び交通事故があった場合、その内容により指導の対象とすると共に、許可を取り消す場合もある。また、学校の許可条件に違反した場合も同様とする。
  - ⑦ 事故を起こした時は速やかに警察、学校へ連絡し、負傷者がいる場合は救急車を依頼するとともに、救命救急及び応急処置等適切に実施すること。

### 〈バイク 4 ない運動プラス 1 について〉

京都府の高等学校では高校生の尊い命を守るという趣旨のもと「バイク 4 ない運動プラス 1」として以下のような取り組みをしております。お子様への御指導をよろしくお願い申し上げます。

- 1 免許をとらない。
  - 2 バイクを買わない。
  - 3 バイクに乗らない。
  - 4 バイクに乗せてもらわない。
- プラス 1 子供の要求に負けない。

※本校では、通学困難な地域に対して、特別にバイク通学を許可することがありますが、決して推奨しているわけではありません。通学希望者については、他に通学手段がないか十分に検討していただこうえで、正しい手続きを経て許可を受けるようにしてください。